**福祉のしおり**

**目　次**

**２　手　帳　……………………………… ３２**

**３　福祉サービス　……………………… ３４**

**４　医　療　……………………………… ４３**

**５　移動・交通　………………………… ４５**

**６　情報・通信　………………………… ５３**

**７　税　金　等　………………………… ５５**

**８　住　宅　……………………………… ５８**

**９　就　労　……………………………… ５９**

**１０　選　挙　…………………………… ６１**

**１１　年金・手当　……………………… ６２**

**１２　各種相談　………………………… ６６**

**１３　社会参加　………………………… ７２**

**１４　ボランティア等　………………… ７４**

**１５　中間市の施設　…………………… ７５**

**手　　帳**

**１　身体障害者手帳**

身体障がいのある人が援護・支援を受けるために必要な手帳です。

この手帳を受けられるのは、視覚や聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能のほかに肢体（上肢・下肢・体幹）・内部機能（心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・肝臓）に永続する障がいのある人や免疫機能の障がいのある人で、障がいの程度に応じて１級から６級までの手帳が交付されます。

また、運賃割引等の種別として、１種・２種があります。

《申請手続と必要書類》

１）身体障害者手帳交付申請書

２）指定医師の診断書

３）印鑑

４）写真１枚（たて４センチ、よこ３センチ）

※　帽子・サングラス無し、上半身、1年以内に撮影のもの

《窓口》　福祉支援課　障がい者福祉係　直通電話　093－246－6282

**２　療育手帳**

知的障がいのある人に対し相談指導を行い、各種援護を受けるために療育手帳を交付しています。

この手帳は、児童相談所（１８歳未満）や更生相談所（１８歳以上）において、Ａ判定（重度）Ｂ判定（中・軽度）の判定を受けた人に交付されます。

申請手続きについては係におたずねください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 表示 | 程度 |
| Ａ | Ａ１　（最重度） | おおむね ＩＱ２０以下 |
| Ａ２　（重　度） | おおむね ＩＱ２１～３５ |
| Ａ３（重度・合併） | おおむね ＩＱ３６～５０で、身体障害者手帳１～３級を所持 |
| Ｂ | Ｂ１　（中　度） | おおむね ＩＱ３６～５０ |
| Ｂ２　（軽　度） | おおむね ＩＱ５１～７５ |

《窓口》　福祉支援課　障がい者福祉係　直通電話　093－246－6282

**３　精神障害者保健福祉手帳**

精神的な障がいのある人がさまざまな支援を受けるために必要な手帳です。

障がいの程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます。

《申請手続と必要書類》

1）精神障害者保健福祉手帳交付申請書

２）指定医師の診断書又は障害年金証書

３）印かん

４）写真１枚（たて４センチ、よこ３センチ）

※　帽子・サングラス無し、上半身、1年以内に撮影のもの

《窓口》　福祉支援課　障がい者福祉係　直通電話　093－246－6282

**４　手帳の交付を受けた方へ**

※次の事項に留意して、大切に所持してください。

① 手帳を他人に貸すことはできません。

② 住所、氏名が変わったときは、変更届を窓口にお出しください。

③ 手帳を破損・紛失したり、障がいの程度に変更が生じたりしたときは、速やかに再交付の手続きをしてください。

④ 障がいが回復したり、死亡等で不要になったりした場合は、速やかに返還してください。

⑤ 再認定や再判定又は有効期限が定められている場合は、期限までに福祉支援課障がい者福祉係で手続きをしてください。

**福祉サービス**



**補装具費の支給**

補装具は、身体障がいのある人(児)の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障がいのある人の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、身体障がいのある児童については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的として使用されるもので、補装具を必要とする身体障がいのある人(児)に対し、補装具費の支給を行うものです．

補装具の種類によっては、障がい者更生相談所の判定が必要です。

《対象者》

１８歳以上の身体障害者手帳取得者で、障がいのために失われた身体部位や、損なわれた身体機能が補装具によって改善される人が対象となります．このため、補装具費の支給に当たっては，身体障がいのある人の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境などの諸条件を考慮する必要があります。

また、労働者災害補償保険法、公務員災害補償法、戦傷病者特別援護法、介護保険法などの規定に基づく給付や貸与を受けられる場合は、関係各法が優先されます。

なお、１８歳未満の身体障がいのある児童に係る補装具については、原則として指定自立支援医療機関や保健福祉環境事務所の医師、身体障害者福祉法第１５条第１項に基づく指定医等の作成した意見書により市において決定することとなっています。

《手続に必要なもの》

１）補装具費（交付・修理）支給申請書

２）身体障害者手帳

３）印鑑

《費用》　定率負担

（原則1割負担。世帯の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。）

※別表

|  |  |
| --- | --- |
| 障がい別 | 補装具名 |
| 肢体不自由 | 義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行補助つえ・歩行器 |
| 視覚障がい | 義眼・眼鏡・視覚障害者安全つえ |
| 聴覚障がい | 補聴器 |
| 心臓・じん臓・呼吸機能障がい | 車いす |
| 肢体不自由かつ言語機能障がい | 重度障害者用意思伝達装置 |

**日常生活用具の給付**

在宅の身体障がいのある人（児）に対し、日常生活を容易にするため、障がいに応じた日常生活用具を給付します。ただし、介護保険の対象者は特定の品目（以下の表に表すもののうち網掛けをしたもの）について、介護保険が優先します。

なお、表の基準単価は変更する場合がありますので、ご注意ください。

《費用》定率負担（1割）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 品名 | 対象者 | 性能等 | 耐用年数基準単価 |
| 介護・訓練支援用具介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障がい2級以上（学齢児以上） | 腕、脚等の訓練のできる器具を備え、使用者の頭部、脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | 8年154,000円 |
| 特殊マット（知的） | 下肢又は体幹機能障がい１級（常時介護を要する人に限る。）{児童（3歳以上）は下肢又は体幹機能障がい2級以上} | 褥瘡の防止・失禁による汚染・損耗を防止できる機能を持つもの | 5年19,600円 |
| 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障がい１級（常時介護を要する人に限る。）（学齢児以上） | 尿が自動的に吸引されるもので障がいのある人（児）が容易に使用できるもの | 5年67,000円 |
| 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障がい2級以上（入浴に当たって家族等他人の介護を要する人に限る。）（3歳以上） | 障がいのある人（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | 5年82,400円 |
| 体位変換器 | 下肢又は体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介護を要する人に限る。）（学齢児以上） | 介護者が障がいのある人（児）の体位を変換させるのに容易に使用できるもの | 5年15,000円 |
| 移動用リフト | 下肢又は体幹機能障がい2級以上（3歳以上） | 介護者が障がいのある人（児）を移動させるに当たり容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | 4年159,000円 |
| 訓練いす(児のみ) | 児童（原則として３歳以上）で下肢又は体幹機能障がい２級以上の人 | 付属のテーブルをつけるものとする。 | 5年33,100円 |
| 訓練用ベッド（児のみ） | 児童（原則として学齢児以上）で下肢又は体幹機能障がい２級以上の人 | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの | 8年159,200円 |
| 自立生活支援用具自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能障がいのある人（児）であって入浴に介助を要する人（3歳以上） | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がいのある人（児）又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年90,000円 |
| 便器 | 下肢又は体幹機能障がい2級以上（学齢児以上） | 障がいのある人が容易に使用できるもの。（手すりを取り付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年4,450円手すりを取り付けた場合5,400円 |
| 頭部保護帽（知的） | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい | ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するものＡ　スポンジ、革を主材料に製作Ｂ　スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 | 3年Ａ15,656円Ｂ37,852円※基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイド（既製品）による製品については，基準額の８０％とする。 |
| Ｔ字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい | 主体－木材（十分な強度を有するもの）外装　ニス塗装 | ３年2,310円 |
| 主体－軽金属外装　塗装なし | ３年3,150円 |
| 移動・移乗支援用具 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする人（3歳以上） | 概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。1. 障がいのある人(児)の身体機能の状態を十分踏まえた物であり、必要な強度と安全性を持つもの
2. 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。

ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年60,000円 |
| 特殊便器（知的） | 上肢障がい2級以上（学齢児以上） | 足踏みペダルにより温水温風を出せるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年151,200円 |
| 火災報知器（知的） | 障がい等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある人(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの | 8年15,500円 |
| 自動消火器（知的） | 障がい等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある人(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの | 8年28,700円 |
| 電磁調理器（者）（知的） | 視覚障がい２級以上（視覚障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 障がいのある人が容易に使用できるもの | 6年41,000円 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障がい2級以上（学齢児以上） | 視覚障がいのある人(児)が容易に使用できるもの | 10年7,000円 |
| 聴覚障がい者用屋内信号装置（者） | 聴覚障がい2級以上（聴覚障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） | 音、音声等を視覚、触覚等で知覚できるもの | １０年87,400円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | じん臓機能障がい３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う人（3歳以上） | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 5年51,500円 |
| ネブライザー（吸入器） | 呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がいのある人(児)であって必要と認められる人 | 障がいのある人(児)が容易に使用できるもの | 5年36,000円 |
| 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がいのある人(児)であって必要と認められる人 | 障がいのある人(児)が容易に使用できるもの | 5年56,400円 |
| 酸素ボンベ運搬車（者） | 医療保険における在宅酸素療法を行う人 | 障がいのある人が容易に使用できるもの | 10年17,000円 |
| 音声式体温計 | 視覚障がい2級以上（視覚障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上） | 視覚障がいのある人(児)が容易に使用できるもの | 5年9,000円 |
| 音声式体重計（者） | 視覚障がい2級以上（視覚障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 視覚障がいのある人が容易に使用できるもの | 5年18,000円 |
| 情報意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 音声機能若しくは音声言語機能障がいのある人（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障がいを有する人（学齢児以上） | 携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を持ち、障がいのある人（児）が容易に使用できるもの | 5年98，800円 |
| 情報・通信支援用具 | 視覚障がい又は上肢障がい2級以上 | パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト等 | 6年100,000円 |
| 点字ディスプレイ（者） | 視覚障がい２級以上であって必要と認められる人 | 文字等コンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの | 6年383,500円 |
| 情報意思疎通支援用具情報意思疎通支援用具 | 点字器 | 視覚障がいのある人 | 標準型（視覚障がいのある人が容易に使用できるもの）Ａ　32マス18行、両面書､真鍮板製Ｂ　32マス18行、両面書､プラスチック製 | 7年Ａ10,712円Ｂ6,798円 |
| 携帯用（視覚障がいのある人が容易に使用できるもの）Ａ　32マス４行、片面書､アルミニウム製Ｂ　32マス１２行、片面書､プラスチック製 | 5年Ａ7,416円Ｂ1,699円 |
| 点字タイプライター | 視覚障がい2級以上（本人が就労若しくは就学しているか、又は就学が見込まれる人に限る。）（学齢児以上） | 視覚障がいのある人(児)が容易に使用できるもの | 5年63,100円 |
| 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | 視覚障がい2級以上（学齢児以上） | 1. 音声等により操作ボタンが知覚認識でき、かつＤＡＩＳＹ方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がいのある人（児）が容易に使用できるもの

又は1. 音声等により操作ボタンが知覚認識でき、かつＤＡＩＳＹ方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がいのある人（児）が容易に使用できるもの
 | 録音再生機6年85,000円（非課税） |
| 再生専用機6年35,000円（非課税） |
| 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 | 視覚障がい2級以上（学齢児以上） | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので､視覚障がいのある人（児）が容易に使用できるもの | 6年99,800円 |
| 視覚障がい者用拡大読書器 | 視覚障がいのある人（児）で、この装置により読書が可能になる人（学齢児以上） | 装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの | 8年198,000円 |
| 視覚障がい者用時計（者） | 視覚障がい2級以上。 | 視覚障がいのある人が容易に使用できるもの | １０年触読時計10,300円音声時計13,300円 |
| 視覚障がい者用地デジ対応ラジオ | 視覚障がい2級以上 | 視覚障がいのある人が容易に使用できるもの | 6年29,000円 |
| 聴覚障がい者用通信装置 | 聴覚障がいのある人（児）又は発声･発語に著しい障がいのある人であって、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる人（学齢児以上） | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障がいのある人（児）が容易に使用できるもの | ５年71,000円 |
| 聴覚障がい者用情報受信装置 | 聴覚障がいのある人（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人（学齢児以上） | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がいのある人（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がいのある人（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がいのある人（児）が容易に使用できるもの | ６年88,900円 |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出 | 笛式呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの | 4年5,150円 |
| 電動式顎下部等にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | 5年72,203円 |
| 福祉電話（貸与） | 難聴者又は外出困難な身体障がいのある人（原則として2級以上）であってコミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要性があると認められる市民税非課税世帯に属する人 | 障がいのある人が容易に使用できるもの | －－ |
| 点字図書 | 視覚障がい者（主に情報の入手を点字によっている視覚障がいのある人(児)） | 月刊、週間等で発行される雑誌を除く点字図書 | 年間６タイトル又は24巻 |
| 排泄管理支援用具 | ・ストーマ装具（ストーマ用品､洗腸用具）・紙おむつ等（紙おむつ､サラシ・ガーゼ等衛生用品）・収尿器 | ストーマ造設、高度の排便機能障がい、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難、高度の排尿機能障がい | ストーマ装具（消化器系）低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 | 8,858円（1ヶ月） |
| ストーマ装具（尿路系）低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きとする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 | 11,639円（1ヶ月）紙おむつ12,000円（1ヶ月） |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 | 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）のある人で障がい等級3級以上の人。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の人（学齢児以上） | 障がいのある人（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの | 　－200,000円 |

**日常生活用具の給付**

在宅で重度（手帳のＡ判定）の知的障がいのある人（児）に対し、日常生活を容易にするため、障がいに応じた日常生活用具を給付します。

　 なお、表の基準単価は変更する場合がありますので、ご注意ください。

《費用》定率負担（1割）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象者 | 性能等 | 耐用年数基準単価 |
| 電磁調理器 | 児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度であって８歳以上の人 | 知的障がいのある人が容易に使用できるもの | ６年４１，０００円 |
| 特殊便器 | 児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人で、原則として学齢児以上の人 | 知的障がいのある人を介護する人が容易に利用できるもので温水温風を出し得るもの。　ただし、住宅改修を伴うものを除く。 | ８年１５１，２００円 |
| 特殊マット | 児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度であって、原則として３歳以上の人 | 失禁等による汚染又は損耗を予防するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの | ５年１９，６００円 |
| 火災警報器 | 児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な人（単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの | ８年１５，５００円 |
| 自動消火器 | 上に同じ | 室内温度の異常上昇又は自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火するもの | ８年２８，７００円 |
| 頭部保護帽 | 児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度の人 | ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するものＡ　スポンジ、革を主原料に製作Ｂ　スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 | ３年Ａ　１５，６５６円Ｂ　３７，８５２円※基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイド(既製品)による製品については、基準額の８０％とする。 |

**緊急通報装置の設置**

急に体調が悪くなったとき等にボタンを押すと消防署に電話がつながる発信機とペンダントを貸与します。

≪対象者≫　身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている一人暮らしの人

≪費　用≫　無料

《窓口》　福祉支援課　障がい者福祉係　直通電話　093－246－6282

**医　　療**

**１　重度障害者医療費助成制度**

重度の障がいのある人(児)で、医療保険に加入している人に医療証を交付し、医療費の一部を助成します。６５歳以上の人は後期高齢者医療保険の被保険者に限ります。なお、所得制限があります。

《対象者》

１）身体障害者手帳１級から２級の人

２）知能指数３５以下の人（療育手帳Ａ判定）

３）精神障害者保健福祉手帳１級の人

４）身体障害者手帳３級の人で知能指数３６～５０の人（療育手帳Ｂ判定）

※　一定の所得以上の人は制度を利用できないことがあります。

《手続に必要なもの》

１）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

２）健康保険証

３）印鑑

《窓口》　健康増進課　高齢者医療係　直通電話　093－246－6246

**２　自立支援医療**

**更生医療**

一般治療によって既に治癒した身体障がいのある人に対して、障がいの除去・軽減を図ることによって、日常生活能力・社会生活能力又は職業能力を回復・向上させることを目的として行われるものです。原則、医療費の１割が本人負担となりますが、所得によって上限額があります。医療機関は指定されています。

《対象者》

１８歳以上の身体障害者手帳が交付されている人。ただし、一定以上の所得のある人はこの制度を利用できないことがあります。

《手続に必要なもの》

１）更生医療要否意見書（診断書）

２）身体障害者手帳（手帳と同時申請の時は手帳用の診断書）の写し

３）健康保険証

４）印鑑

《窓口》　福祉支援課　障がい者福祉係　直通電話　093－246－6282

**精神通院医療**

統合失調症、中毒性精神病、気分障がい、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人が、通院により治療を行う場合の費用の一部を負担する制度です。医療機関は指定されています。

《対象者》

上記の疾病等で通院治療をしている人。（障害者手帳の所持は問いません。）

ただし、一定以上の所得のある人はこの制度を利用できないことがあります。

《窓口》　福祉支援課　障がい者福祉係　直通電話　093－246－6282

**３　後期高齢者医療制度**

満６５歳以上の身体障がいのある人等で次の対象者は、申請により後期高齢者医療制度に加入できます。

《対象者》

①身体障害者手帳１級～３級と４級の下肢の一部及び音声･言語機能障がいの人

②療育手帳「Ａ」判定の人

③公的年金の障害年金受給者で１級～２級の人

④身体障害者手帳３級の人で、かつ療育手帳「Ｂ」判定の人

⑤精神障害者保健福祉手帳の１級又は２級に該当する人

《窓口》　健康増進課　高齢者医療係　直通電話　093－246－6246

**移　動 ・ 交　通**



**１　ＪＲ（鉄道・連絡社線）旅客運賃の割引**

**お問合せ先　ＪＲ九州案内センター　電話0570-04-1717**

第１種（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　　象 | 種　　類 | 割引率 | 備　　　考 |
| 本人（単独乗車時） | 普通乗車券 | ５割 | 片道１０１ｋｍ以上利用の場合のみ　バスは距離制限無し |
| 本人と介護者（介護者同伴時） | 普通乗車券 | 距離制限なし |
| 回数乗車券 |
| 定期乗車券 |
| 普通急行券 |

第２種（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　　象 | 種　　類 | 割引率 | 備　　　考 |
| 本人（単独乗車時） | 普通乗車券 | ５割 | 片道１０１ｋｍ以上利用の場合のみバスは距離制限無し |
| 本人と介護者（介護者同伴時） | 定期乗車券 | ５割 | 障がいのある方が12歳未満（小児）の定期乗車券利用の場合のみ距離制限なし |

* 乗車券を購入するときは、窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
* 小児用の定期券の割引はありません。
* 介護者に対して発売する割引の定期券は、介護者が通学に付き添う人であっても通勤定期となります。
* 介護者が単独で利用する場合、割引はありません。

**※ＪＲバスの運賃割引については、各社によって対象手帳や割引率が異なるため、ご利用になる地域のＪＲバス会社にお問い合わせください。**

**２　私鉄運賃の割引（西鉄、筑鉄）**

**お問合せ先　西鉄お客様センター　　電話0570-00-1010**

**筑豊電気鉄道株式会社　電話093-619-3077**

第１種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象 | 種　　　類 | 割引率 |
| 本　人 | 普通乗車券・回数券・定期券 | ５割 |
| 介護者 | 普通乗車券・回数券・定期券 | ５割 |

第２種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（2・３級）所持者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　象 | 種　　　類 | 割引率 | 備　　　考 |
| 本　人 | 普通乗車券・回数券 | ５割 |  |
| 介護者 | 定期券 | ５割 | 障がいのある方が１２歳未満のとき |

* 乗車券を購入時は、窓口で各種障害者手帳を提示してください。
* 小児用の定期券の割引はありません。
* 介護者に対して発売する割引の定期券は、介護者が通学に付き添う人であっても通勤定期となります。
* 介護者が単独で利用する場合、割引はありません。

**※その他私鉄の運賃割引については、****各社によって対象手帳や割引率が異なるため、ご利用になる会社にお問い合わせください。**

**３　バス運賃の割引（西鉄バス）**

**お問合せ先　西鉄お客様センター　電話0570-00-1010**

第１種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象 | 種　　　類 | 割引率 |
| 本　人 | 普通乗車券・現金・nimoca・定期券 | ５割 |
| 介護者 | 普通乗車券・現金・nimoca・定期券 | ５割 |

第２種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（2・３級）所持者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　象 | 種　　　類 | 割引率 | 備　　　考 |
| 本　人 | 普通乗車券・現金・nimoca・定期券 | ５割 |  |
| 介護者 | 定期券 | ５割 | 障がいのある方が１２歳未満のとき |

* 小児用の定期券の割引はありません。
* 介護者に対して発売する割引の定期券は、介護者が通学に付き添う人であっても、通勤定期となります。
* 介護者が単独で利用する場合、割引はありません
* 乗車券等を購入時は、窓口で各種障害者手帳を提示してください。
* 現金の場合は、支払う前に乗務員に手帳を提示してください。
* バスカード利用時は、カードを機械に入れる前に乗務員に手帳を提示してください。カード購入時には割引はありません。

**※西鉄以外のバスについては、各社によって対象手帳や割引率が異なるため、ご利用になる会社にお問い合わせください。**

**４　船運賃の割引**

　　本人、介護者に割引があります。取扱いは会社ごとに異なりますので、利用する船会社に直接お問い合わせください。

**５　国内線航空券の割引**

　　本人、介護者に割引があります。取扱いは会社ごとに異なりますので、利用する航空会社に直接お問い合わせください。

**６　タクシー運賃の割引**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳持者に、地域における日常生活の利便と社会参加の拡大をはかり、福祉の向上に資することを目的として、各タクシー会社が運賃の１割を割引する制度です．

《対象者》　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

（必ず手帳を運転手に提示してください。）

《割引率》　メーター表示額の１割（１０％）

**７　中間市福祉タクシー料金助成事業**

在宅の重い障がいのある人の日常生活の利便をはかり、社会活動の範囲を広げるために、福祉タクシー利用券を発行し、障がいのある人が利用するタクシーの小型基本料金（初乗り料金）分を助成します。

次の４つの対象要件のすべてに該当する人のみが助成を受けることができますので、手続きをしてください。

《対象要件》

①中間市内に住所のある人

②市民税非課税世帯の人（同居の世帯全員が非課税であること）

③施設等に入所していない人（在宅の人）

④次のア、イ、ウのいずれかに該当する人

ア　身体障害者手帳を所持し、障がいの程度が１級又は２級の人

イ　療育手帳「Ａ」判定を受けている人

ウ　精神障害者保健福祉手帳を所持し、障がいの程度が１級又は２級の人

**８　有料道路通行料金の割引**（身体障害者手帳・療育手帳Ａ判定対象）



|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　　象 | 割引率 | 備　　考 |
| 身体障がいのある人本人が運転するとき | ５割 | 本人又は本人と同一生計者が所有する自動車 |
| 第１種身体障害者手帳または療育手帳（Ａ判定）を持っている人が同乗し、介護者が運転する場合 | ５割 | 本人又は本人と同一生計者又は介護者が所有する自動車 |

※　申請が必要です。

※　トラックや営業用の車等、一部対象にならない自動車もあります。

※　登録は､１台限りです。

《申請手続に必要なもの》

１）身体障害者手帳又は療育手帳

２）車検証

３）運転免許証（障がいのある人本人が運転される場合）

※　ＥＴＣご利用の場合は、上記のものとともに、

・ＥＴＣカード（原則として障がいのある人本人名義のもの）

・ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書

が必要になります。

《申請窓口》　福祉支援課　障がい者福祉係　直通電話　 093－246－6282

《割引制度のお問い合わせ》

西日本高速道路株式会社　ＮＥＸＣＯ西日本お客様センター

 電話 0120-924-863　　06-6876-9031

**９　自動車運転免許取得の助成**

身体障がいのある人が運転免許を取得しようとする場合、県が指定した自動車学校での規定講習料の一部を助成します。（申請年度の３月３１日までに運転免許が取得できる人）なお、申請は運転免許を取得する前に行ってください。

《対象者》　身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちで、福岡県公安委員会が実施する適性相談により、合格基準に合致し、運転免許取得後の自立更生が確実に見込まれる人。

《手続に必要なもの》

１）自動車運転免許取得助成申請書

２）身体障害者手帳又は療育手帳

３）印鑑

《助成額》　１０万円（上限）

**10　自動車改造費の助成**

身体障がいのある人が仕事などのために、本人が所有し、運転する自動車のハンドル及びアクセル等の改造費用の一部を助成します。年間助成台数が限られておりますので、事前にご相談ください。

《対象者》

肢体不自由者で収入が特別障害者手当の所得制限額を超えない人。

《手続に必要なもの》

１）自動車改造費助成申請書

２）運転免許証

３）改造見積書

４）身体障害者手帳

５）印鑑

６）車検証

《助成額》　１０万円（上限）

**11　駐車禁止除外指定車について**

歩行困難な身体障がいのある人等の使用する自動車は、公安委員会から駐車禁止除外の指定を受けると交通の障がいにならない限り、駐車禁止の場所（法定の駐車禁止場所・駐停車禁止場所を除く。）でも駐車ができます。指定を受けるに当たっての条件や、手続きの方法については下記にお問い合せください。

《問合せ先》　折尾警察署　電話　093－691－0110

（交通課　交通総務係）

**１２　ふくおか・まごころ駐車場制度**

福岡県内では平成２４年２月から、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などが公共施設や店舗の障がい者等用の駐車場に車をとめて、安全かつ安心して利用でき、身体障がい者用駐車場の適正利用を図る目的で「ふくおか・まごころ駐車場利用証」を交付する制度が始まりました。

「ふくおか・まごころ駐車場」の看板などが掲示されている駐車場は利用証が必要となります。利用証の交付を希望する方は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎（水巻町）で手続きをしてください。

（ふくおか・まごころ駐車場利用証） 　 　（駐車場の看板）

 　　　　　　　　

（利用証使用例）　　　　　　　　　　　　（駐車場看板設置例）

　　　　　　　　

・対象となる方

○身体障がい者

|  |  |
| --- | --- |
| 障がい区分 | 対象等級 |
| 視覚障がい | ４級以上 |
| 聴覚又は平衡機能障がい | 聴覚障がい | ３級以上 |
| 平衡機能障がい | ５級以上 |
| 肢体不自由 | 上肢 | ２級以上 |
| 下肢 | ６級以上 |
| 体幹 | ５級以上 |
|  | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | ２級以上 |
| 移動機能 | ６級以上 |
| 内臓の機能障がい | 心臓機能障がい | ４級以上 |
| じん臓機能障がい | ４級以上 |
| 呼吸器機能障がい | ４級以上 |
| ぼうこう又は直腸の機能障がい | ４級以上 |
| 小腸機能障がい | ４級以上 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | ４級以上 |
| 肝臓機能障がい | ４級以上 |

　　○知的障がい者　　　　　療育手帳の障がいの程度欄「Ａ」

○精神障がい者　　　　　精神障害者保健福祉手帳の障害等級１級

○高齢者　　　　　　　　介護保険の要介護状態区分「要介護１」以上

○難病者　　　　　　　　特定疾患医療受給者

○妊産婦　　　　　　　　妊娠７か月から産後３か月まで

○けが人　　　　　　　　１年以内の車いす、杖等の補装具等の使用期間

・中間市内の公共施設のふくおか・まごころ駐車場設置場所

|  |
| --- |
| 施　設　名 |
| 中間市庁舎　本館 | 中間市体育文化センター |
| 中間市総合会館 | 中間市営野球場 |
| 中間市保健センター | 中間市民図書館 |
| 中間市人権センター | 中間市地域交流センター |
| 中間市生涯学習センター | なかまハーモニーホール |

・申請窓口・問い合わせ先

　福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所（分庁舎）社会福祉課

　住所　〒807-0004 福岡県遠賀郡水巻町吉田西二丁目１７番７号

 電話　093-201-4162

**情　報 ・ 通　信**

**１　ＮＨＫ放送受信料の減免**

　　下の表に表す人についてはＮＨＫへ放送受信料免除申請書（福祉支援課にて証明）を提出して受信料の減免を受けることができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　類 | 内　　　　　　　　　　容 |
| 全額免除 | ①身体障害者手帳を持っている人の世帯で、市民税非課税世帯②療育手帳を持っている人の世帯で、市民税非課税世帯③精神障害者保健福祉手帳を持っている人の世帯で、市民税非課税世帯 |
| 半額免除 | 1. 視覚障がいのある人又は聴覚障がいのある人で、世帯主で契約者

②身体障害者手帳１級～２級を持っている人で、世帯主で契約者③療育手帳「Ａ」持っている人で、世帯主で契約者④精神障害者保健福祉手帳１級を持っている人で、世帯主で契約者 |

《問合先》　ＮＨＫ北九州放送局　　　電話　093－591－5020

**２　電話設置料金の分割払い**

新たに電話を取り付ける場合、その料金を分割して支払うことができます。

《対象者》　身体障がいのある人（市民税非課税世帯）

《申込・問合先》　ＮＴＴ西日本　電話　116　ＦＡＸ　0120－581－162

**３　ＮＴＴ電話番号案内（１０４）の無料措置**

目や上肢の不自由な人、知的障がいや精神障がいのある人を対象に、ＮＴＴ西日本に登録すると無料で電話番号が案内されるサービスです。

《対象者》

１）身体障害者手帳所持者

・視覚障がい１級～６級

・下肢障がいを除く肢体不自由者の１級から２級

２）戦傷病者手帳所持者

・視力障がい特別項症～第６項症

・上肢障がい特別項症～第２項症

３）療育手帳所持者

４）精神障害者保健福祉手帳所持者

《申込・問合先》　NTT西日本　フリーダイヤル　0120－104－174

**４　ファックス・メール・NET119番通報**

火事や急病等の緊急通報を行う場合に、ファックス及びeメールで消防車又は救急車を要請することができます。

・eメール119番……利用するためには、事前に消防署への登録が必要です。

・ファックス119番…通報用ファックス用紙は下記問合先にあります。事前登録は必要ありません。

・NET119緊急通報システム…利用するためには、事前にWEB登録が必要です。

《問合先》　福祉支援課　障がい者福祉係　 直通電話　093-246-6282

Fax 　093-244-0579

　　　　　　消防本部　警防課通信指令係　　直通電話　093-245-0901

**５　携帯電話料金割引サービス　（ＮＴＴドコモ、ソフトバンク､ａｕ）**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けているご本人で申込みをした人は、携帯電話料金が割引されます。

《申込・問合先》　お近くの各携帯ショップ

**６　郵便料金の割引**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 普通郵便物（第４種） | 盲人用点字、盲人用録音物盲人用点字用紙 | ３ｋｇまで無料 |
| 小包郵便物 | 盲人用点字小包心身障がい者用書籍小包聴覚障がい者用小包 | 料金の半額 |

◎　「盲人用録音物」、「盲人用点字用紙」は、総務大臣が指定する施設から差出し、又はこれからの施設に宛てて差し出されるものに限ります。

◎　「心身障がい者用書籍小包」は、身体に重度の障がいがある人及び知的障がいの重い人と一定の図書館との間で発受されるものに限ります。

◎　「聴覚障がい者用小包」は、聴覚障がいのある人と総務大臣が指定する施設から差出し又はこれからの施設に宛てて差出されるものに限ります。

☆　詳しいお問い合わせは郵便局へ

［青い鳥郵便はがき無料配布］

　重度の身体障がいのある人（手帳1級～2級）又は知的障がいのある人（療育手帳Ａ）に郵便はがきを一人につき20枚まで無料で配布します。申込時期は毎年4月頃で、期間は２か月間です。

☆　詳しいお問い合わせは郵便局へ

**税　　金　　等**

**１　税金の特別措置**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 内　　　容 | 金　　額 | 窓　　口 |
| 所得税 | （障害者控除）本人、配偶者、扶養親族が身障手帳３～６級、療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳２～３級 | 所得控除２７万円 | 若松税務署電話７６１－２５３６ |
| （特別障害者控除）本人、配偶者、扶養親族が身障手帳１～２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級 | 所得控除４０万円 |
| 住民税 | （障害者控除）所得税の内容と同じ | 所得控除２６万円 | 市課税課電話２４６－６２３８ |
| （特別障害者控除）所得税の内容と同じ | 所得控除３０万円 |
| 軽自動車税 | 市課税課へお問い合わせください | 減　免 |
| 事業税 | 両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力が0.06以下の人が行うあんま・鍼・灸・マッサージ等医業に類する事業 | 非課税 | 北九州西県税事務所（八幡東区平野2－13－2）電話 662－9312662－9313 |
| 自動車取得税自動車税 | 次の表をご覧ください | 減　免 |
| 相続税 | （障害者控除）所得税の内容と同じ | （障害者控除）６万円×（70歳－障がいのある人の年齢） | 若松税務署電話７６１－２５３６ |
| （特別障害者控除）所得税の内容と同じ | （特別障害者控除）１２万円\*（７０歳－障がいのある人の年齢） |
| 贈与税 | 重度の障がいのある人（身体・知的・精神）に対する贈与のうち、一定条件の下に信託銀行に信託する場合。 | 6,000万円まで無税 |

☆お問い合わせは各窓口までお願いいたします。

**◎自動車税・自動車取得税の特別措置一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 障がいの区分 | 障　が　い　等　級（本人運転の場合） | 障　が　い　等　級（家族運転の場合） |
| 視覚障がい | ２級の２及び３級の２ | １級から３級までの各級及び４級の１ |
| 聴覚障がい | ２級及び３級 | ２級及び３級 |
| 平衡機能障がい | ３級 | ３級 |
| 音声機能､言語機能障がい又はそしゃく機能障がい | ３級 | ３級 |
| 上肢不自由 | １級及び２級 | １級及び２級 |
| 下肢不自由 | １級から６級までの各級 | １級から４級までの各級 |
| 体幹不自由 | １級から３級までの各級及び５級 | １級から３級までの各級 |
| 脳病変による上肢機能障がい | １級及び２級 | １級及び２級 |
| 脳病変による移動機能障がい | １級から６級までの各級 | １級から４級までの各級 |
| 内部障がい | １級及び３級 | １級及び３級 |
| ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい | １級から３級までの各級 | １級から３級までの各級 |
| 知的障がい | ①療育手帳Ａ１Ａ２Ａ３（Ａを含む）及びＢ１②知能指数５０以下の知的障がいのある人で日常生活において常時介護を要する程度の障がいを有すると児童相談所又は障害者更生相談所で判定された人 | ①療育手帳Ａ１Ａ２Ａ３（Ａを含む）及びＢ１②知能指数５０以下の知的障がいのある人で日常生活において常時介護を要する程度の障がいを有すると児童相談所又は障害者更生相談所で判定された人 |
| 精神障がい | 精神障害者保健福祉手帳１級 | 精神障害者保健福祉手帳１級 |

**２　定期貯金等の利子非課税　（マル優）**

３５０万円までの定期貯金等の利子に対する税が、非課税貯蓄申請書を提出することにより非課税になります。

《対象者》　※心身に障がいのある人の関係部分のみ掲載

① 身体障害者手帳所持者

② 療育手帳の所持者

③ 戦傷病者手帳の所持者

④ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、労災の傷病及び障害年金、医薬品副作用被害救済の障害年金、予防接種法の障害年金の受給者

⑤ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経済的福祉手当受給者及び特別児童扶養手当の受給者である児童の母親

⑥ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の受給者

⑦ 精神障害者保健福祉手帳の所持者

⑧ 知的障がいのある人で厚生労働大臣又は都道府県知事から国民年金法施行令別表及び厚生年金保健法施行令別表第１に定める障がいの状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人

《申込・問合先》　各金融機関**住　　　　宅**

**１　公営住宅の優先入居**

　　県営住宅入居に際し、心身障がいのある人（児）のいる家庭向けに、特別な枠や抽選倍率の優遇措置を設けています。

　　募集の時期などについては、その都度「市広報」などでお知らせしています。

《対象者》

①身体障害者手帳1級～4級の人

②療育手帳B１判定以上の人

③精神障害者保健福祉手帳２級以上の人

《窓口》　福岡県住宅供給公社 北九州管理事務所　　電話 093－621－3300**就　　　　労**

**１　公共職業安定所（ハローワーク）**

障がいのある方の職業相談や、職業紹介等をしています。

「ハローワーク八幡（黒崎駅前庁舎）」

〒806-0021　北九州市八幡西区黒崎三丁目１5番３号コムシティ６F

電話 093-622-5566　Fax 093-622-3941

**２　北九州障害者しごとサポートセンター**

就職を希望する障がいのある人に、相談・情報提供・職場開拓等の支援を行います。

「北九州障害者しごとサポートセンター」

〒804-0067　北九州市戸畑区汐井町1番6号（ウェルとばた２階）

電話 093-871-0030　Fax 093-871-0083

**３　職業能力開発校**

障がいのある人に対し職業に必要な知識や技能を計画的に習得させ、障がいのある人の職業の安定と自立を図るとともに経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施します。授業料は無料です。

対象者は、義務教育修了者（見込者を含む）及び高校卒業又はこれと同等の学力を有する障がいのある人で、技能習得のうえ就職の意思を有し、訓練等健康面で集団生活に支障のない方。総合実務科については知的障がいのある方が対象です。

「国立県営福岡障害者職業能力開発校」

〒808-0122　北九州市若松区大字蜑住1728-1

電話 093-741-5431　Fax 093-741-1340

**４　職場適応訓練**

　　公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込みをしている心身障がいのある人が、職業に適応するため訓練を受ける制度です。

　　公共職業安定所が委託した事業所で訓練を受け、訓練生には訓練手当が６ヶ月間（重度障がいのある人の場合は１年間）公共職業安定所（ハローワーク）から支給されます。

**５　肢体不自由児高等学校奨学制度**

　　肢体不自由児（身体障害者手帳１級～５級）が高校に進学したとき、一定

の奨学金を受け取ることができます。この奨学金は返済する必要がありません。

《受付期間》　毎年１１月１０日～１２月１０日

《申請に必要なもの》奨学生採用願書、在学学校長の推薦書、前年度課税所得証明書（又は源泉徴収票）　各１通

《窓口》　福岡県肢体不自由児協会　　電話　092－584－5723

**７　職　親**

　　知的障がいのある人が自立するために、知的障がいのある人の更生援助に熱心な事業主(職親)に委託し、生活指導や技術習得訓練等を行う制度です。

**８　たばこ小売販売業の許可基準の緩和**

　　身体障がいのある人が、たばこ小売販売業の許可申請を行った場合に、許可基準が緩和されます。

《問合先》　福岡県財務支局理財課　　電話 092－411－7281

**選　　　　挙**





**１　郵便等による不在者投票制度**

投票所に出向くことが困難な方で、次の方は、郵便等により不在者投票することができます。

《対象者》

1. 両下肢又は体幹機能障がいで身体障害者手帳1級～2級の人

② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫の障がいで

身体障害者手帳1級～３級の人

③ 介護保険で、要介護５の認定を受けている人

**（１）代理記載制度**

郵便等の投票制度を利用したくても、自ら記載することができない方は、自宅で「代理記載人」に投票に関する記載をしてもらうことができます。

《対象者》

郵便等の投票制度の対象者で、上肢又は視覚障がいで身体障害者手帳1級の人

**２　点字投票制度**

目の不自由な方は、点字を用いて投票することができます。

投票所で、点字投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。点字投票である旨の表示をした投票用紙をお渡しします。点字器は投票所に用意してあります。なお、点字投票は、期日前投票や不在者投票（ただし、郵便等による不在者投票は除く。）でも行うことができます。

**３　代理投票制度**

身体が不自由な方や、文盲等により投票用紙に自ら記載することができない方は、その方に代わって代理者が投票用紙に記載する方法（代理投票）が認められています。

投票所で、代理投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。

《窓口》　中間市選挙管理委員会事務局　直通電話　093－246－6230

**年金・手当**

**障害年金**

国民年金や厚生年金等の被保険者期間中、あるいは60歳から65歳未満の間に初診日がある病気やけがで障がいを有したとき、又は20歳未満の病気やけがで障がいを有したとき障害年金が支給されます。

ただし、障がいの程度や保険料の納付条件等により受給に制限が生じることがあります。詳しくは年金事務所等でおたずねください。

《問合先》　中間市役所　市民課年金係　　直通電話　093－246－6240

八幡年金事務所　　　　　　　代表電話　093－631－7962

**特別障害給付金**

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がいのある方に対して支給される給付金の制度です。受給資格や申請の仕方、支給額等詳しいことはお問い合わせください。

《問合先》　中間市役所　市民課年金係　　直通電話　093－246－6240

**心身障害者扶養共済制度**

　障がいのある人を扶養している保護者が、生存中に毎月一定額の掛け金（年齢によって７段階に異なる）を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度の障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金（一口二万円・二口まで）を支給する制度です。

《障がいの範囲》

1. 知的障がいのある人(児)で療育手帳Ａ及びＢの人。
2. 身体障がいのある人（児）で手帳１級から３級に該当する人。

③ 精神又は身体に永続的な障がいのある人で、１）又は２）と同程度と認められた人。（精神病・脳性麻痺・進行性筋萎縮症・自閉症・血友病等）

《加入資格》

　障がいのある人を現に扶養している６５歳未満の保護者であって、特別の疾病又は障がいのない人。

《掛金補助制度》

　加入者のうち、下記のいずれかに該当する人については、掛け金の一部を助成します。

①生活保護世帯

②市民税非課税世帯

③市民税均等割のみ課税世帯

④災害により生計の維持が困難となった世帯

**特別障害者手当**

著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がいのある人に対して支給されます。ただし、所得の制限があります。

《対象となる条件》

１）別表の①から⑦までに規定する障がいもしくは病状が２つ以上ある人。

２）別表の①から⑦までに規定する障がいもしくは病状が１つあり、かつ、その障がい以外に国民年金障がい基礎年金の2級程度の障がいが２つあり、あわせて3つの障がいがある人。

３）別表の③から⑤までに規定する身体の機能の障がいが１つあり、それが特に重度であるため日常的生活の動作がきわめて困難な人。

４）別表の⑥又は⑦に規定する病状又は障がいが１つあり、その状態が絶対安静又はそれにきわめて近い状態の人。

別表　特別障害者手当障がい等級表

|  |
| --- |
| ① ・両眼の視力がそれぞれ0.0３以下のもの・ー眼の視力が０．０４、他眼の視力が手動弁以下のもの　　・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ8 0度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が2 8度以下のもの　　・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が7 0点以下かつ両眼中心視野視認点数が2 0点以下のもの②　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの③　両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの④　両下肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの⑤　体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの⑥　①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を要する病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの⑦　精神の障がいであって、①から⑥までと同程度以上と認められるもの |

《手当額》　月額　２８，８４０円（令和６年度）

《支給制限》

次の人は該当しません。

・施設に入所している人

・病院等により3ヶ月を越えて長期に入院をしている人

《申請に必要なもの》

① 申請書

② 指定の診断書

1. 印鑑

**障害児福祉手当**

重度の障がいがあって、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障がいのある児童に対して手当を支給する制度です。ただし、所得の制限があります。

《対象となる条件》　別表２に該当する人

別表２

|  |
| --- |
| ①　両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの②　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの③　両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、④　両上肢のすべての指を欠くもの⑤　両下肢の用を全く廃したもの⑥　両大腿を2分の1以上失ったもの⑦　体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの⑧　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を要する病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの⑨　精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの⑩　身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの |

《手当額》　月額　１５，６９０円（令和６年度）

《支給制限》

次の人は該当いたしません。

・施設に入所している人

・障がいを理由とする年金（特別児童扶養手当を除く。）を受けている人。

《申請に必要なもの》

① 申請書

② 印鑑

1. 指定の診断書（不要な場合もあります。）

**福岡県腎臓疾患患者福祉見舞金**

昼間の勤務などのため、夜間しか人工透析を受けられない腎臓機能障がいのある人に交通費の一部として給付金が支払われます。

《対象者》

腎臓機能障がいのある人で、午後５時以降、月５回以上人工透析を受けて

いる人

《申請に必要なもの》

① 身体障害者手帳

② 申請書

③ 印鑑

《支給額》　月額　2,000円

**自動車事故により重度後遺障がい者となられた方への介護料の支給**

自動車事故が原因で、脳・せき髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいがあるため、移動、食事及び排せつなどの日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に支給されます。対象者の要件や申請の仕方、介護料の額などはお問い合わせください。

《問合先》　独立行政法人 自動車事故対策機構　福岡主管支所

電話　092－451－7751

**各　種　相　談**

**各種相談活動**

**１　身体障がい者巡回相談**

更生相談所まで出向くことのできない人のため、年1回無料で補装具の判定や交付に関する手続きを行っています。ご利用の際は予約が必要です。

《日時・場所等》　実施の約１ヶ月前に「広報なかま」で通知します。

**２　身体障がい児療育指導**

身体障がいのある児童の早期発見、早期治療をはかるため療育指導を実施しています。

整形外科、小児科等の医師の診断や保健師による指導を行っています。

《窓口》　宗像・遠賀保健福祉環境事務所　　電話 0940－36－2045

**３　障がい者相談員**

障がいのある人（児）の生活上の問題や更生援護などの問題について、必要な助言、指導を行っています。

《身体障がい者相談員》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　所 | 電話番号 |
| 溝上 詠子 | 池田一丁目20番1-403号 | 080-3941-5712 |

《知的障がい者相談員》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 住　　所 | 電話番号 |
| 坂東　和美 | 池田二丁目６番４０１号 | ２４４－７８５３ |

**４　身体障がい者福祉相談**

身体障がいのある方（児）の悩みごとや心配ごとなど気軽に相談ください。相談員が適切なアドバイスを行います。

《相談日時》 第２日曜日　午前10時～正午

《相談場所》　中間市総合会館（ハピネスなかま）

**5　補聴器の相談**

補聴器の修理などの相談の受付を次のように行っています。

《会場及び日時》　　　　毎月第1火曜日・第３月曜日（下表による）

《お持ちいただくもの》　身体障害者手帳と印鑑

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日 | 業　者　名 | 時　　間 | 機　　種 |
| 第１火曜 | 九州補聴器センター | 【市役所】13：00～14：00【ハピネスなかま】14：30～15：30 | シーメンス |
| 第３月曜 | 九州リオン | 【市役所】13：00～14：00 | リオネット |

**７　その他の相談支援窓口**

１　中間市福祉事務所　　　　　　　　　電話　093－246－6282

　　心身障がいのある人(児)の福祉の窓口として、手帳の交付・諸手当・施設入所・補装具等いろいろな相談をお受けしています。また、家庭児童相談室では、心身に障がいのある児童のいろいろな相談をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

２　中間市障害者地域活動センター　　電話　093－243－3387

「パルハウスぼちぼち」

身体や知的･精神に障がいのある人の福祉サービス（障害者手帳、補装具､福祉タクシー券等）についてや、その他日常生活についての相談に応じています。また、障がいのある人や家族のみなさんが地域で生き生きと自立した生活が送れるようお手伝いをします。精神保健福祉士の専門スタッフがお待ちしています。

３　中間市総合会館　　　　　　電話　093-245-8686

「ハピネスなかま」

　　高齢者や障がい者に対する相談・福祉事業、ボランティア団体への支援事業、生涯学習推進事業、疾病予防を図るための健康増進推進事業、障がい福祉を推進する障害福祉推進事業などを行っています。

中間市の総合的な福祉サービスを提供する拠点となる施設です。

４　中間市社会福祉協議会　　　　　　　電話　093-244-1230

　　障がいのある人、高齢者、母子問題等を中心に、広く地域社会の福祉の増進をはかるために、調査、企画などの活動と各種団体活動の育成や、その連絡調整を目的とする民間団体です。

５　福岡県障がい者更生相談所　　　　　 電話　092-586-1055

　　体に障がいのある人、知的障がいのある人の相談所です。

　　18歳以上の身体に障がいのある人及び知的障がいのある人のさまざまな相談に対して、医学的・心理学的・職能的な判定を行い、必要な助言・指導を行います。

６　児童相談所　宗像児童相談所　　　　電話　0940-37-3255

　　児童相談所は、子供のための相談所です。

　　児童福祉司、心理判定員、医師などの専門スタッフが、18歳未満の子供の福祉にかかわるあらゆるご相談をおうけし、家庭の事情やその子供さんに適した助言や指導を行います。必要に応じて、乳児院や養護施設、里親、教護院、障がい児施設などの児童福祉施設利用のお世話をします。

７　福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所　電話　0940-36-2045

遠賀分庁舎　 電話　093-201-4161

　　妊婦や､乳幼児の保健衛生の向上のため、相談や指導を行っています。

　　また、結核、特定疾患などの相談指導を行なっています。精神障がいのある人に対しては、こころの健康相談、職親の紹介、家庭訪問などを行っています。

８　八幡公共職業安定所　　　　　　　　 電話　093-622-5566

「ハローワークやはた」

　　障がいのある人の就職斡旋からアフターケアなど、心身障害者職業コーナーを設置して、一貫した相談と指導を行っています。

９　福岡障害者職業センター　　　　　 電話　092-752-5801

　　就職を希望する障がいのある人に対し、障がいの内容に応じた職業相談・指導及び就職後のアフターケアまでを行っています。

　　また、事業主に対しては職業管理、作業施設及び補装具の改善に関する相談も行っています。

10　自殺予防に関する福岡県の相談窓口

福岡県には、自殺予防、こころの健康など、さまざまな相談窓口があります。

自分自身の悩みを、ひとりで悩まず、ご家族だけで抱え込まず、また、知り合いや大切な人のこころや身体の不調に気づいたら、まずはご相談ください。

心の悩み・心の健康

◆心の電話（福岡）　　　　　　 　　　　　電話　092-821-8785

　　※火・木・金曜日　１３時から１７時まで、盆休み

◆心の健康相談電話　　　　　 　　 電話　092-582-7400

　※月曜日から金曜日まで　９時から１２時、１３時から１６時まで

生きるのがつらい、家族や友人が心配

◆ふくおか自殺予防ホットライン 電話　092-592-0783

　　※２４時間３６５日対応

◆福岡いのちの電話 　　　　　　　　 電話　092-741-4343

　　※２４時間３６５日対応

◆自死問題支援者法律相談 （福岡県弁護士会）　電話　092-741-3210

　　※月曜日から金曜日まで　９時から１６時まで（土日祝日除く）

　　※家族等の支援者に対する法律相談（無料）

◆いのちの電話インターネット相談

※メールでの相談受付可能

https://www.inochinodenwa.org/soudan.php

障がいのある人の権利等

**１　地域福祉権利擁護事業**

知的障がい、精神障がい、認知症等のため判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、社会福祉協議会が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行う事業です。相談や支援計画の作成は無料ですが、実際に援助を受ける場合は費用がかかります。

《問合先》　中間市社会福祉協議会　　　電話　093-244-1230

**２　成年後見制度**

知的障がい、精神障がい、認知症等のため判断能力が不十分な方は、財産の管理や契約等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあったりなどの恐れがあることから、このような方々を保護・支援する制度です。手続きは、家庭裁判所に必要書類をそろえて申立てを行います。登記印紙、収入印紙、郵便切手や診断書料さらに精神鑑定等でおよそ10万円程度の費用がかかります。また、後見等が開始されれば、家庭裁判所の決定により、本人の支払い能力に応じて相応の報酬を後見人等に支払うこととなります。（生活保護や所得の低い方には制度を利用するに当たって、かかる費用を扶助する制度もあります。）

※　後見業務に関する相談や裁判所への申立、裁判所の依頼に対する後見人の紹介、任意後見人の紹介などを行う福岡県社会福祉士会成年後見センター「ぱあとなあ福岡」や「成年後見センター・リーガルサポート」という公益法人もあります。

詳しくはお問い合わせください。

《問合先》　福祉支援課　障がい者福祉係　電話　093-246-6282

中間市社会福祉協議会　　　　電話　093-244-1230

福岡家庭裁判所　小倉支部　　電話　093-561-3431

ぱあとなあ福岡　　　　　代表電話　092-483-2944

相談専用　092-483-2941

※成年後見制度利用についての相談は毎週水曜日

成年後見センター・リーガルサポート

電話　092-738-7050

**３　中間市障がい者虐待防止センター**

障がい者に対する虐待は、その尊厳を傷つけるものであり、みなさんが安心して暮らすためには、あってはならない事です。しかし、虐待はどこでも起こる可能性があり、本人が気付かないうちに虐待をしている、又は受けている可能性も多いにあります。虐待を見た、聞いた等ありましたら、下記までご相談ください。

《相談窓口》

　中間市障がい者虐待防止センター　電話　093-246-6282

　（福祉支援課障がい者福祉係）　　fax　 093-244-0579

《夜間及び休日の虐待通報窓口》

　中間市役所　　　　　　　　　　　電話　093-244-1111

 ※夜間及び休日に通報があった場合は、市役所警備員室で電話を受付し、折り返し担当者から電話いたします。

**社　会　参　加**

**１　訓練事業について**

　　身体障がいのある人が、日常生活の中で必要な知識や技術を身につけ、社会の中で自立して生活を営み、社会参加できるよう、福岡県では、福岡県身体障害者福祉協会などに委託して次のような事業を行っています。

１）盲婦人家庭生活訓練

生け花や身だしなみ、料理などを指導しています。

２）盲青年社会生活教室

生活設計や歩行訓練、テーブルマナーなどを指導しています。

３）ろうあ者日曜教室

社会知識や意見情報などを交換する日曜教室を開催しています。

４）音声機能障がい者発声訓練

喉頭摘出を受けた人たちの発声訓練を行っています。

５）身体障がい者生活訓練

若い障がいのある人を対象に、レクリエーション、スポーツ大会、福祉講習会、補装具装着訓練等を行っています。

６）身体障がい者福祉研修会

地域の中で福祉活動の中心となるような若い身体障がいのある人を集めて、研修会を開いています。

※　詳しい内容等や時期については、次に表すそれぞれの協会にお尋ねください。

（１）と（２）は福岡県盲人協会　　　　　　　　電話　092－582－2344

（３）は福岡県聴覚障害者協会　　　　　　　　　電話　092－582－2414

（４）～（６）は福岡県身体障害者福祉協会　　　電話　092－584－6067

**２　スポーツ大会などについて**

年1回、県主催の障がい者スポーツ大会などが開催されています。これは、障がいのある人たちの体力の維持、増強と残存能力の活用などをスポーツを通して楽しみながら行い、社会参加への意欲を高めることにも役立っています。

《問合先》　中間市身体障害者福祉協会事務局　　電話　246－2237

中間市手をつなぐ育成会事務局　　　電話　245－2111

 **３　補助犬について**

「補助犬（身体障がい者補助犬）」は目・耳・手足に障がいのある方の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。また、同補助犬法によって、国、地方公共団体等が管理する施設においては、原則「補助犬」の同伴を拒んではならないことが定められています。

☆中間市の施設で補助犬を同伴できる施設

中間市役所（本館・別館）　中間市消防署　市民図書館

中間市保健センター　中間市人権センター　ハーモニーホール

中間市体育文化センター　中間市地域交流センター

中間市生涯学習センター　ハピネスなかま

**４　盲導犬の貸与**

盲導犬協会では、視覚障がいのある人の日常生活の安全と社会参加のため、盲導犬を無料で貸与しています。

《対象者》　所定の合宿訓練を受け、盲導犬の飼育ができる人で、積極的に社会参加を望み、自立更生の意欲のある重度の視覚障がいのある人、その他、特に必要と認められる人。

《窓口》　下記へ直接ご相談ください。

福岡市中央区荒戸三丁目３－３９（福岡市市民福祉プラザ内）

「福岡盲導犬協会」　電話　092－714－3169

**ボランティア等**

**１　ボランティア講座**

多くの市民に、障がい者問題について正しく理解していただくため、次のような講習が開かれています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主　催 | 講　座　名 | 内　　容 | 問い合せ先 |
| 福岡県 | 手話奉仕員養成講座 | 手話の技術講習 | 福岡県障がい福祉課電話　092－651－1111 |
| 点訳奉仕員養成講座 | 点訳の技術講習 |
| 朗読奉仕員養成講座 | 朗読の技術講習 |

**２　障がい者関係団体一覧**　　　　　　　　（令和３年４月現在）（順不同）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団　体　名 | 事務局（代表者名） | 電話番号 |
| 中間市身体障害者福祉協会 | 中間市通谷二丁目35番23号（青木　勝弘） | 093-244-4240 |
| 中間市手をつなぐ育成会 | 中間市扇ヶ浦三丁目13番23号「仲間園」内　井上　浩 | 093-245-2111 |
| 福岡県身体障害者福祉協会 | 春日市原町3－1－7 クローバープラザ６階 | 092-584-6067 |
| 福岡県聴覚障害者協会 | 春日市原町3－1－7 クローバープラザ３階 | 092-582-2414 |
| 福岡県盲人協会 | 大宰府市三条1－4－2　福岡光明園内 | 092-923-6336 |
| 福岡県手をつなぐ育成会 | 春日市原町3－1－7 クローバープラザ６階 | 092-584-4374 |
| 福岡県肢体不自由児協会 | 春日市原町3－1－7 クローバープラザ６階 | 092-584-1212 |
| 福岡県重症心身障がい児(者)を守る会 | 春日市原町3－1－7 クローバープラザ６階 | 092-582-3929 |
| 福岡県自閉症協会 | 北九州親の会　事務局 （伊野　憲治） | 093-964-1102 |
| 福岡県手話の会連合会 | 春日市原町3－1－7 クローバープラザ６階 | 092-584-3649 |
| 福岡県精神保健福祉協会 | 春日市原町3－1－7―２Ｆ精神保健福祉センター内 | 092-584-8720 |
| 福岡盲ろう者友の会 | 福岡市城南区荒江１－１９－２０－３０３（事務局　城後　直子） | 092-847-0807（FAX） |

**中間市内の障がい者（児）施設**

**１　障がい者施設**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **施設名** | **住所** | **電話** | **サービス名称** |
| 障がい福祉サービス事業所仲間園 | 扇ヶ浦三丁目13番23号 | ０９３－２４５－２１１１ | 就労継続支援Ｂ型生活介護・短期入所共同生活援助 |
| 障がい者支援施設なのみ園 | 大字上底井野７８６－１ | ０９３－２４５－６１７８ | 生活介護・短期入所施設入所支援 |
| 直方リハビリセンターヴィラナリー中間 | 大字垣生1233-2 | ０９４９－２９－８７７１ | 共同生活援助短期入所 |
| 障害者就労移行支援サービス　ウイング中間 | 通谷六丁目１番５号 | ０９３－７０１－５３１３ | 就労移行支援 |
| ほのぼのファクトリーファーム | 中央五丁目10番17号 | ０９３－２４６－４８６８ | 就労継続支援Ｂ型 |
| わくわくハッピー | 桜台二丁目１８番１８号 | ０９３－２４５－７００１ | 就労継続支援Ｂ型 |
| コローレ | 中央二丁目13番23号 | ０９３－２４４－８８６６ | 就労継続支援Ａ型就労継続支援Ｂ型 |
| ポルト | 長津二丁目11番13号 | ０９３－９８１－０４５７ | 共同生活援助 |
| 多機能型就労継続支援事業所　いなほ | 長津二丁目22番14号 | ０９３－２４４－２９２９ | 就労継続支援Ａ型就労継続支援Ｂ型 |
| 障がい福祉サービス事業所　あいの里中間 | 中底井野１１６４番３０ | ０９３－４８２－８２８１ | 就労継続支援Ａ型 |
| アイリー | 太賀一丁目１番１１号 | ０９３－７０１－８１７２ | 自立訓練（生活訓練）就労継続支援Ｂ型 |
| だりあ | 中鶴一丁目16番28号 | ０９３－２８７－１７３８ | 就労継続支援Ｂ型 |
| 短期入所ほーむ | 中尾一丁目１２番１７号 | ０９３－９８０－４６２６ | 短期入所 |
| スーベニア | 鍋山町１３番１６号 | ０９３－９８１－３４６２ | 就労継続支援Ａ型 |
| 就労移行支援事業所てとて | 小田ヶ浦二丁目２番２８号 | ０７０－５５３３－９３２５ | 就労移行支援 |

**２　障がい児施設**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **施設名** | **住所** | **電話** | **サービス名称** |
| 親子ひろばリンク | 岩瀬一丁目1番10号 | ０９３－２４４－０７４２ | 児童発達支援放課後等デイサービス |
| 子ども発達支援センターいっぽ | 深坂一丁目14番1号 | ０９３－７０１－９１１８ | 児童発達支援放課後等デイサービス保育所等訪問支援 |
| ごえん | 東中間二丁目5番１号 | ０９３－２４６－５３８１ | 児童発達支援放課後等デイサービス保育所等訪問支援 |
| こども通所サービスちゅうりっぷ | 大辻町2番１３号 | ０９３－７０１－５２６０ | 放課後等デイサービス |
| てまり | 岩瀬西町１番１０号 | ０９３－２４３－６５２３ | 児童発達支援放課後等デイサービス |
| いろは | 長津二丁目22番14号 | ０９３－２４４－２９２９ | 放課後等デイサービス |
| アリオン | 中尾一丁目12番17号ファミリビル1F | ０９３－２３３－７５９１ | 放課後等デイサービス |